

男女共同参画基本計画
(案)

宮崎市

目次

章	内 容
第1章 計画の策定にあたって	計画策定の趣旨
第2章 計画策定の背景	計画策定の背景 (1) 世界の動き (2) 日本の動き (3) 宮崎県の動き (4) 宮崎市の動き
第3章 計画の概要	1 基本理念 2 基本目標 3 計画の性格 4 計画の期間 5 計画の体系
第4章 計画の内容	基本目標 ~ 重点課題1～13 施策の方向と具体的施策
第5章 計画達成のための指標	計画達成のための指標
第6章 計画の推進	計画の推進にあたって
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女共同参画社会基本法 ・ 宮崎市男女共同参画基本計画策定協働会議設置要綱、名簿 ・ 宮崎市女・男のびやか懇話会設置要綱、名簿 ・ 宮崎市男女共同参画推進委員会設置要綱、名簿 ・ 「宮崎市男女共同参画基本計画」策定経過 ・ 男女共同参画関連用語集 など

はじめに

宮崎市では、これまで平成9年3月に策定いたしました、宮崎市女性プラン「女・男のびやかプランみやざき」を指針として男女共同参画社会を推進してまいりました。

平成11年6月には男女共同参画社会基本法が制定され、社会問題として、さらなる少子高齢化の進展、社会経済情勢の急速な変化等が起こり、本プランでは対応できない状況がでてまいりました。

そこで、このたび「宮崎市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

この計画は、性別にかかわらず、お互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮しながら、ともに社会的責任を分かち合える社会を目指して、男女共同参画社会を推進するうえで、解決すべき課題に対応するための各種施策の方向性を明らかにし、男女共同参画社会づくりに向けた推進・支援を図ることを目的としております。

男女の人権が等しく尊重される男女共同参画社会を実現するためには、市民と行政が一体となった取り組みが重要でありますので、市民とのパートナーシップを大切に、本計画を推進してまいりたいと考えておりますので、市民の皆様、関係各機関の皆様の支援・ご協力をお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「宮崎市女・男のびやか懇話会」「宮崎市男女共同参画基本計画策定協働会議」の皆様をはじめ、関係者各位に対しまして、厚くお礼申し上げます。

平成16年 月

宮崎市長 津村 重光

第1章 計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本市は、これまで男女共同参画社会の実現を目指した宮崎市女性プラン「女・男のびやかプランみやざき」を平成9年3月に策定し、様々な施策を実施するとともに、市民の理解・協力・参加を得ながら、市民と一体となって男女共同参画社会の推進に向けて取り組んできました。

一方、この間、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の改正・施行、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行など、法律や制度面の改正等にも大きな進展が見られました。特に、平成11年6月には「男女共同参画社会基本法」が施行され、男女共同参画社会の実現は、わが国社会を決定する21世紀の最重要課題に位置づけられています。

しかしながら、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行等においては、いまだに女性に対する差別や偏見、男女の性別に基づいた固定的な役割分担意識が見られます。こうした意識は、女性だけでなく、男性においても、一人ひとりが個性や能力を発揮する多様な生き方の選択を阻害しているといわざるを得ません。

こうした状況を踏まえ、少子高齢社会の到来、労働に対する意識の変革、女性の人権についての意識の高まりなど、女性をめぐる内外の社会状況の変化や意識の変革に対応した新たな基本計画の策定が必要となりました。そこで、新たに「宮崎市男女共同参画基本計画」を策定することとしました。

第2章 計画策定の背景

(1) 世界の動き

国際婦人年と国連婦人の十年

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促進するために、昭和50(1975)年を「国際婦人年」と定め、同年メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の地位向上を目指すための各国のガイドラインとなる「世界行動計画」が採択されました。さらに、同年の国連総会では、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の十年」とし、そのテーマを「平等・発展・平和」とすることが宣言されました。

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和54(1979)年の国連総会において、女性差別をなくすために必要な措置を規定した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されました。

この条約は、実質的な男女平等を実現するために、法律・制度の見直しや改正を迫り、文化・慣習などの修正や廃止を含む措置をとるよう要求しており、これによって各国において男女平等に向けての具体的諸施策が一層推進されることとなりました。

婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略

昭和60(1985)年には、ナイロビで「国連婦人の十年最終年世界会議」が開催され、この10年間の成果を評価するとともに、残された課題を解決するための西暦2000年に向けてのガイドラインとなる「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(ナイロビ将来戦略)」が採択されました。

北京宣言と行動綱領

平成7(1995)年には、ナイロビ将来戦略を見直し、西暦2000年に向けた優先行動計画をたてるために、「平等・開発・平和への行動」をテーマに第4回世界女性会議が北京で開催され、「北京宣言」と「行動綱領」が採択されました。「行動綱領」は、貧困、教育、健康など12の重要分野について「女性のエンパワーメント(力をつけること)」を図ることを目的としていますが、なかでも女性の権利を人権として再認識し、女性に対する暴力を独立の問題として扱ったことが注目されます。

女性2000年会議と政治宣言・成果文書

平成12(2000)年に、「21世紀に向けての男女平等・開発・平和」をテーマに、国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークの国連本部で開催され、「ナイロビ将来戦略」及び北京での「行動綱領」の実施に向けた決意表明である「政治宣言」と「行動綱領」の実施促進のための「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

(2) 日本の動き

国内行動計画の策定

女性に関する総合的施策推進のため「国際婦人年」である昭和50(1975)年に、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、昭和52(1977)年には「世界行動計画」を受けて、向こう10年間の女性行政関連施策の方向を明らかにした「国内行動計画」が策定されました。

女子差別撤廃条約批准

昭和55(1980)年の「国連婦人の十年中間世界会議」において、「女子差別撤廃条約」に署名し、その後、昭和59(1984)年に国籍法、戸籍法の改正が、昭和60(1985)年に男女雇用機会均等法の制定が行われるなど、男女平等に関する法律・制度面の整備が進められ、昭和60(1985)年に条約を批准しました。

男女共同参画2000年プラン

平成8(1996)年に、前年に北京で開催された第4回世界女性会議で採択された行動綱領と、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

男女共同参画社会基本法と男女共同参画基本計画

平成11(1999)年には、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が、平成12(2000)年12月制定されました。

(3) 宮崎県の動き

宮崎県婦人関係行政連絡会議と青少年婦人課の設置

昭和53(1978)年に女性行政に関する施策についての連絡調整と総合的な企画・推進を図るために、副知事を会長とする「宮崎県婦人関係行政連絡会議」(平成2年「宮崎県女性行政関係連絡会議」に、平成12年「宮崎県男女共同参画推進会議」に改称)が設置されました。昭和54(1979)年には、女性に関する施策の総合的な窓口として青少年婦人課(平成3年「女性青少年課」に改称)が設置され、女性施策についての本格的な取り組みが始められました。

宮崎県婦人問題懇話会設置

昭和55(1980)年に、女性に関する問題や施策について民間有識者から意見を聴き、県の女性行政に反映していくため、「宮崎県婦人問題懇話会」(平成2年「女性の未来を考える懇話会」に、平成11年「男女共同参画推進懇話会」に改称)が設置されました。

行動計画の策定

昭和56(1981)年に、第三次宮崎県総合長期計画に「婦人対策の推進」が加えられ、翌昭和57(1982)年には「婦人に関する施策の方向 - 婦人行動計画 - 」が策定され、宮崎県の女性施策の基本的方向が明らかになりました。

その後、昭和62(1987)年には、この計画を見直し発展させた「男女共同社会を築くための宮崎女性プラン」が策定され、また、「男女共同社会づくりの推進」を重要課題として掲げた第四次宮崎県総合長期計画に基づいて、平成4(1992)年に「女と男ですすめるサンサンひむかプラン」が策定されました。

さらに、第四次宮崎県総合長期計画の改訂に併せて平成9(1997)年に「ひむか女性プラン」が策定され、総合的な施策の展開が図られました。平成14(2002)年3月には、「ひむか女性プラン」を発展させるとともに、男女共同参画社会基本法の趣旨を踏まえた「みやざき男女共同参画プラン」が策定されました。

推進体制の強化

女性問題に関する県民の意識の高揚を図り、女性の自主的な交流活動を促進するため、平成3(1991)年に「みやざき女性交流活動センター」が設置され、平成13(2001)年9月に、宮崎県における男女共同参画社会づくりの活動拠点として「宮崎県男女共同参画センター」が設置され、相談事業を開始するなど

の事業拡大が行われました。

平成 1 1 (1999)年には、男女共同参画社会の形成の促進に係る施策の総合調整に関する事務を掌理する職制として「女性政策監」(平成 1 3 年に「男女共同参画監」に改称)が設置され、また、平成 1 3 (2001)年には宮崎県男女共同参画推進会議の幹事課を全庁的に拡大するなど、推進体制の強化が図られました。平成 1 5 (2003)年 4 月には、宮崎県の男女共同参画社会を推進する施策の基本となる事項を定めた「宮崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

(4) 宮崎市の動き

女性の目から見たまちづくり懇話会の設置

平成 3 (1991)年に、「女性の目から見たまちづくり懇話会」を設置し、「まちづくりへの提言」を受けるなど、人にやさしい宮崎づくりを進めてきました。

女性行政の総合窓口の設置

平成 5 (1993)年、企画課に女性行政の総合調整窓口を設置し、男女共同参画社会の実現に向けて、市民に対する啓発事業の一環である「みやざきフレッシュ女性のつどい」を開催し、他都市の女性と意見交換をおこないながら交流を深める「中九州都市女性交流会議」への市民の派遣等を行いました。

女性シティーモニター制度の実施

平成 6 (1994)年に、女性の意見を市政運営の参考とすることを目的とした「女性シティーモニター制度」を実施するなど、多様な女性行政の施策を展開しました。

女性行政推進委員会の設置

平成 7 (1995)年に、総合的な女性関連施策を全庁あげて推進するため、助役を会長とする「宮崎市女性行政推進委員会」を設置しました。

宮崎市女性プラン「女・男のびやかプランみやざき」の策定

平成 8 (1996)年 2 月に、市民 2 , 0 0 0 人を対象とした「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」を行い、女性問題における市民の実態を把握した上で、プラン策定の基礎資料としました。

平成 8 (1996)年 3 月に、学識経験者や関係団体の代表者からなる「宮崎市女

性プラン策定懇話会」を設置し、男女共同参画社会づくりに向けて、宮崎市が取り組むべき施策について幅広く意見を収集してきました。

これらを踏まえながら「宮崎市女性行政推進委員会」において討議を重ね、平成9(1997)年3月、宮崎市女性プラン「女・男のびやかプランみやざき」を策定しました。

平成10(1998)年3月、第三次宮崎市総合計画に、「男女共同参画社会の形成を目指して」が新たに加えられ、宮崎市における男女共同参画社会の実現に向けて、方向性が明確になりました。

男女共同参画係の設置

平成9(1997)年に企画課内に女性行政係を設置し、平成11(1999)年に男女共同参画社会基本法が制定され、男女共同参画社会の実現が、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題に位置づけられたことを受け、平成13(2001)年4月、市民活動推進課を新設し、その中に男女共同参画係と名称変更し、設けました。このことにより、男女共同参画社会の実現へ向けた推進力が強化されました。

5 計画の体系

本市男女共同参画基本計画は、基本理念をもとに、施策体系を基本目標 重点課題 施策の方向として、下記の通り定めます。

基本目標(4)

重点課題(13)

施策の方向(35)

「基本理念」	性別にとらわれない 一人ひとりの人権の確立を めざします	1. ジェンダーに配慮した教育・学習機会の充実	(1) ジェンダー概念の定着と深化を図る広報・啓発の推進 (2) ジェンダーに配慮した幼児教育・学校教育の推進 (3) ジェンダーに配慮した家庭教育の推進 (4) ジェンダーに配慮した生涯学習の推進
		2. 人権としての「性」の尊重	(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 (2) すべてのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進 (3) メディアにおける女性の人権の尊重
		3. 女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす環境整備	(1) 女性に対するあらゆる暴力の防止・救済に向けた環境の整備 (2) ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止・救済に向けた環境の整備 (3) セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備
男女がともに輝くまち	性別にかかわらず一人ひとりが 自立し多様な生き方が尊重される 環境の整備をすすめます	4. 地域全体で子どもを育む支援体制の充実	(1) 多様なライフスタイルに対応できる子育て支援の充実 (2) 児童虐待の防止に向けた支援体制の充実 (3) ジェンダーに配慮した子育てに関する学習機会と情報の提供
		5. 高齢期の生活安定と自立を支援する環境の整備	(1) 高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの充実 (2) 固定的な性別役割分担意識にとらわれない生活設計の啓発 (3) 男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参画の推進
		6. ひとり親家庭等の生活安定と自立支援	(1) ひとり親家庭の自立意識を育む環境の整備 (2) 自立促進をめざした経済的・生活的支援の充実 (3) 多様な家族形態を尊重する環境の整備
太陽都市	性別にかかわらず一人ひとりが 個性と能力を発揮できる 就業環境の整備をすすめます	7. 雇用の場における男女間格差の解消に向けた環境の整備	(1) 男女雇用機会均等法の履行確保の推進 (2) 女性の職業能力開発への支援
		8. 多様な働き方を支援する就業環境の整備	(1) パートタイム労働・派遣労働等の就業環境の整備 (2) 新しい就業形態にかかる就業支援
		9. 農林水産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備	(1) 農林水産業・商工自営業で働く女性の地位の向上 (2) 女性の労働を適正に評価する快適な就業を確保する環境の整備
みやぎの創造	市民のエンパワーメントを支援し、 男女共同参画による活力に満ちた まちづくりをすすめます	10. 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	(1) 女性のエンパワーメントに対する支援 (2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
		11. 男女共同参画による多様な市民活動の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った市民活動の推進
		12. 男女共同参画による産業の振興	(1) 農林水産業及び商工自営業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 (2) 男女共同参画による農林漁業地域の活力の醸成 (3) 男女共同参画による中心市街地等の活力の醸成 (4) 男女共同参画による観光の振興
		13. 男女共同参画社会をめざす推進体制の充実	(1) 男女共同参画政策を推進する体制の充実 (2) 市民と行政のパートナーシップによる男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する世界の取り組みについての理解と国際協力・交流の推進

第3章 計画の概要

基本理念

男女がともに輝くまち 太陽都市 みやざきの創造

第三次宮崎市総合計画では、「躍動する太陽都市・・・みやざき・・・」を掲げ、太陽を宮崎市のシンボルとし、太陽のように温かく、また、人、まち自然すべてをやさしく包み込みながら、魅力と活力にあふれ、すべての人々が生き生きと暮らすことのできるまちづくりを力強く目指しています。

すべての人々が生き生きと幸せに暮らしていくためには、一人ひとりの人権が尊重され、男女が性別にかかわらず、平等に個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現が目指されなければなりません。

まちづくりの推進にあたっては、その基盤に私たち一人ひとりの人権尊重への普遍的な取り組みが求められます。

宮崎市のシンボルである太陽は、すべての人々に分けへだてなく降り注ぎ、また、固定観念というマントを脱ぎ捨てさせてくれる暖かさを持ち、まさに人権や男女平等のシンボルでもあります。

そこで、「男女がともに輝くまち 太陽都市 みやざきの創造」を基本理念として掲げました。

本市では、人権尊重の理念を社会に深く根づかせ、真の男女平等の達成を目指し、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の創造に努めます。

基本目標

- . 性別にとらわれない一人ひとりの人権の確立をめざします
- . 性別にかかわらず一人ひとりが自立し多様な生き方が尊重される環境の整備をすすめます
- . 性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を發揮できる就業環境の整備をすすめます
- . 市民のエンパワーメントを支援し、男女共同参画による活力に満ちたまちづくりをすすめます

計画の性格

- (1) この計画は、平成 9 (1997) 年 3 月に策定した宮崎市女性プラン「女・男のびやかプラン みやざき」の考え方を引き継ぎ、男女共同参画社会を推進する中で、最近の少子高齢化や社会経済情勢の急速な変化等による、新たな課題に対応した計画体系を定めています。
- (2) この計画は、第三次宮崎市総合計画を上位計画として、国が策定した「男女共同参画基本計画」及び県が策定した「みやざき男女共同参画プラン」との整合を図りながら、これからの宮崎市の男女共同参画社会の推進の方向性を示しています。
- (3) この計画は、平成 1 4 年 5 月～ 6 月に「男女共同参画に関する市民意識調査」を行い、この調査結果等を通して、市民 1 8 人、市職員 1 9 人で構成される「男女共同参画基本計画策定協働会議」等の市民参画により検討したものです。

計画の期間

基本計画

平成 1 6 (2004) 年度から平成 2 5 (2013) 年度までの 1 0 年間とします。

第4章 計画の内容

基本目標

性別にとらわれない一人ひとりの人権の確立をめざします

わが国では、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等が基本的人権として保障されて以来、すべての人が性別にかかわらず平等に生きることのできる社会の実現をめざしてさまざまな取り組みが進められてきました。

しかしながら、実際には「男は仕事、女は家庭」に代表される「固定的性別役割分業意識」が根強く残っている事により、社会のさまざまなシステムがすべての人に中立ではないという状況にあります。

このことは、本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査の「社会全体」において「男性の方が非常に優遇されている」・「どちらかといえば男性の方が非常に優遇されている」と回答した人の割合が75%と高い数値であることからもうかがえます。

一方では、男性自身にとっても「男はこうあるべき」という固定観念の中に潜在する偏った価値観など解決すべき問題も存在しています。

このような意識調査の結果や現状等を踏まえて、本市では、男女共同参画社会の実現をめざし、性別にとらわれずに、一人ひとりの人権が確立され、すべての人の個性や能力が発揮されるように努めます。

重点課題1 ジェンダーに配慮した教育・学習機会の充実

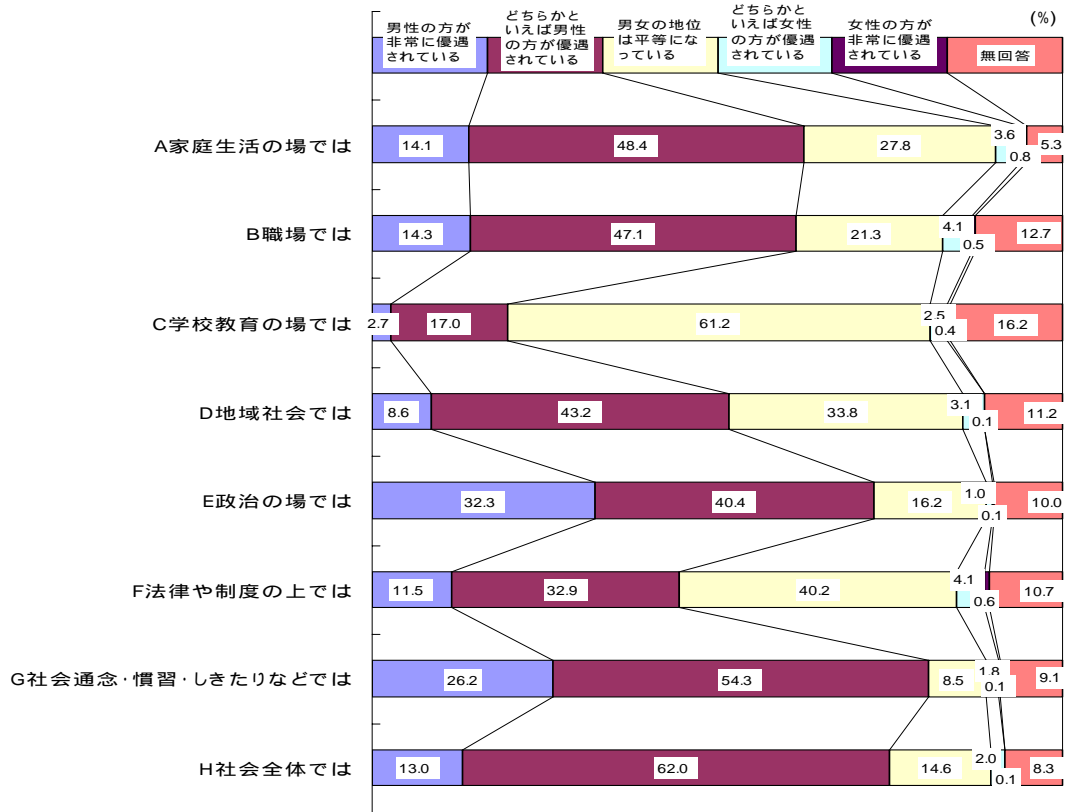
重点課題2 人権としての「性」の尊重

重点課題3 女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす環境整備

用語解説

ジェンダー：セックスが身体上の違いの生物学的性差であるのに対し、「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分業意識に代表される社会的・文化的につくられた性差のことを表す

男女の地位の平等について



重点課題 1

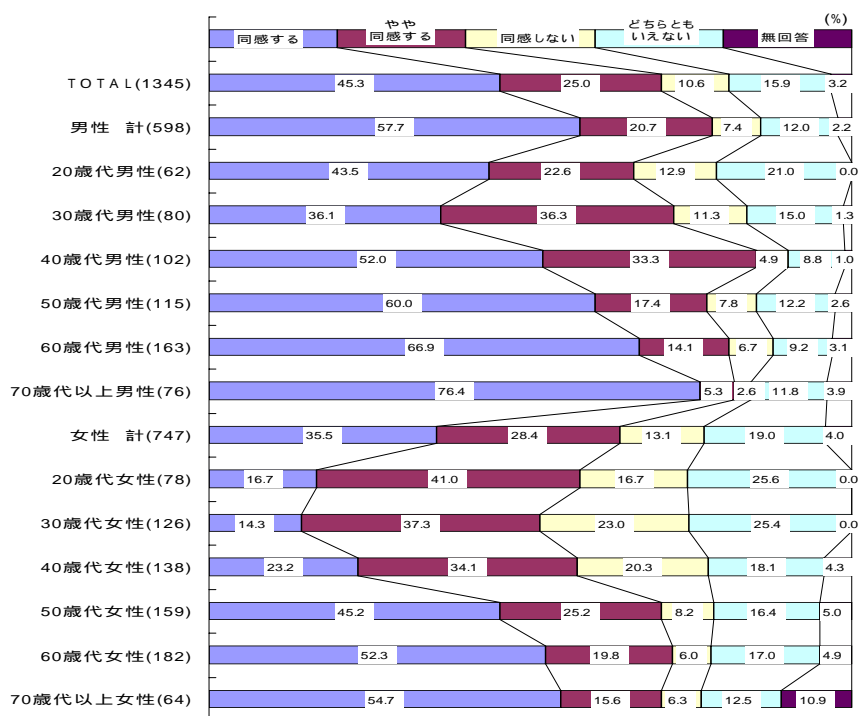
ジェンダーに配慮した教育・学習機会の充実

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、子どもを「男の子らしく」「女の子らしく」育てることについて、「同感する」と回答した人の割合は約45%と非常に高くなっています。しかしながら、この「らしさ」の具体的なイメージとなると男女のどちらにもあてはまるものも多く、この固定観念により「その人らしさ」や人権が否定されている場合も少なくありません。このように男女に求められるイメージが固定化されたままでは、真の男女平等が達成されているとは言えません。

社会的・文化的につくられた性差(ジェンダー)に起因する差別意識や性別役割分業意識の解消のためには、学校・家庭・地域等における教育や学習の果たす役割が非常に大きく、ジェンダーを次世代に継承しないためにも、幼児教育・学校教育、家庭教育、生涯学習等、すべての教育が、ジェンダーに配慮して行われることが重要です。

本市では、男女が性別にかかわらず、一人の人間として自立し、その個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、学校・家庭・地域等において幼少のころから一人ひとりの個性を尊重しあえるように、ジェンダーに配慮した教育・学習機会の充実を図ります。

「男の子らしく」「女の子らしく」育てることについての意識



施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)ジェンダー概念の定着と深化を図る広報・啓発の推進</p>	<p>男女共同参画に関する情報の収集提供</p> <p>男女共同参画を推進するための国や県の取り組み、法令等の周知、アンペイドワークやエンパワーメントの概念等、あらゆる男女共同参画に関する情報を収集し、市民への提供を行います。</p>
	<p>真の男女平等意識の醸成を図る講座・セミナーの実施</p> <p>あらゆる場面での慣習・しきたりにみられる固定的な性別役割分担意識等ジェンダーへの気づきを促す講座やセミナーを実施します。</p>
	<p>市の作成する広報・刊行物等におけるジェンダーに配慮した表現の促進</p> <p>表現に関するガイドラインを活用して、すべての広報・刊行物をジェンダーに配慮して作成します。</p>
	<p>市職員のジェンダー概念に関する理解の促進</p> <p>男女共同参画をテーマとする研修や育児・介護休暇取得の促進等を行い、市職員の意識改革に積極的に取り組みます。</p>
<p>(2)ジェンダーに配慮した幼児教育・学校教育の推進</p>	<p>学校教育全体を通じた指導の充実</p> <p>男女共同参画社会の形成をめざす観点から、各教科・領域の指導内容を見直し、児童生徒の心身の発達段階に応じた学習の系統化を図ります。特に、家庭科の指導等の充実をめざします。</p> <p>性別によらず、個性や特性に応じた進路指導に努めます。</p>
	<p>教職員の男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>教職員に対する各種研修の内容に、ジェンダーに配慮した視点を導入するとともに、男女共同参画に関する研修機会の充実を図ります。</p>
	<p>学校運営における慣行の見直し</p> <p>児童生徒、保護者、教職員が男女共同参画の理念について理解を深めながら、学校運営における慣行について、一緒に考え、議論できる環境の整備に努めます。また、これを推進するための推進協力校の実施を検討します。</p>

用語解説

アンペイドワーク：賃金や報酬が支払われない労働。家事・育児・介護等などの「見えない労働」

エンパワーメント：自己決定能力といった個人的な力や法的力、経済力、政治力などの力を身につけること

<p>(3)ジェンダーに配慮した 家庭教育の推進</p>	<p>家庭における固定的な性別役割分担意識の解消</p> <p>家庭における固定的な性別役割分担意識の解消をめざし、男女が共に家事・育児・介護など家族的責任を担う事をすすめるための広報・啓発を図ります。</p>
	<p>家庭教育に関する学習機会の充実</p> <p>家庭教育学級、公民館講座・講演会を通して、男女共同参画意識を醸成する学習機会の充実に努めます。</p>
	<p>男性の生活的自立への支援</p> <p>固定的な性別役割分担意識の解消をめざす実践的講座を行い、男性の生活的自立を支援します。</p>
<p>(4)ジェンダーに配慮した 生涯学習の推進</p>	<p>ジェンダーに配慮した講座等と学習機会の充実</p> <p>公民館講座、各種学習会・講演会の開催にあたって、日時の選定に配慮し、託児をつけるなど市民の多様なライフスタイルに対応して実施します。</p>
	<p>各種社会教育団体への男女共同参画に関する理解の促進</p> <p>各種社会教育団体と関係各課との連携を図り、男女共同参画に関する啓発を推進します。</p>

重点課題 2

人権としての「性」の尊重

これまで女性の性は、「産める可能性のある性」ではなく、「産む性」としてとらえられ、妊娠や出産等、女性自身の体に関する自己決定への配慮が十分ではありませんでした。

女性が生涯を通じて、自らの体と性について自己決定する権利を確立することは非常に重要な課題です。

「性」が人権として捉えられにくい現状を踏まえて、本市では、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）概念の浸透に努め、男女共同参画社会の根幹である人権尊重の視点に立った、多様なライフスタイル、ならびにすべてのライフステージに対応できる健康支援を推進します。

また、女性の「性」はメディアにおいて、アイキャッチャー（目を引く道具）として扱われることが多く、女性に対する性差別的な意識を助長しているという現状もあります。

このことは、本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査における「テレビ、新聞、雑誌等のメディアにおける性・暴力表現」についての結果にも表れています。

これらのことを踏まえて、本市では、メディアから発信される情報が女性の人権を尊重する内容になるように働きかけることはもちろん、市民がメディアからの情報を主体的に読み解く力を獲得することをめざし、メディア・リテラシー向上のための支援を積極的に推進します。

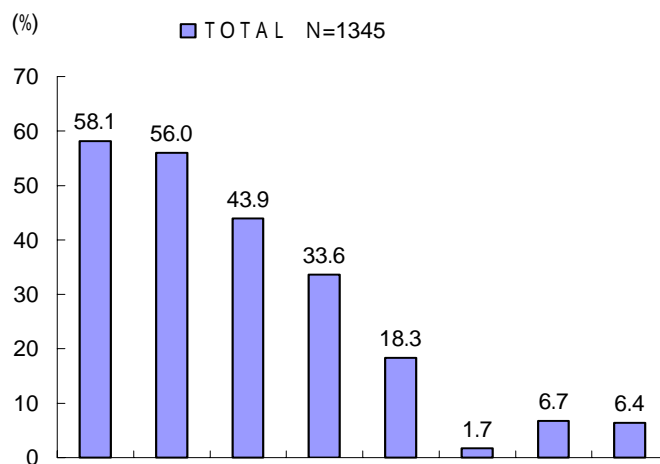
用語解説

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ：女性の体には妊娠や出産のための仕組みが備わっており、男性とは異なった健康上の問題に直面することから、個人、特に女性が、生涯を通じて身体的、精神的、社会的に良好な状態にあるために、女性の健康の自己決定権を尊重する考え方

アイキャッチャー：広告に注目させるための視覚的要素

メディア・リテラシー：メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力やメディアを適切に選択し、発信する能力のこと

メディアにおける性・暴力表現について



	N	4 ない表現を望まない人の目に触れる	2 社会・倫理観が損なわれる	1 等女性、行き過ぎた表現が目立つ	3 お女性に対する犯罪を助長する	5 て男性・女性のイメージについて	6 その他	7 特に問題はない	8 無回答
TOTAL	1345	58.1	56.0	43.9	33.6	18.3	1.7	6.7	6.4
男性 計	598	51.8	53.8	44.5	33.8	21.1	2.3	9.0	4.7
20歳代男性	62	45.2	41.9	29.0	29.0	19.4	6.5	16.1	1.6
30歳代男性	80	52.5	48.8	36.3	35.0	25.0	5.0	12.5	1.3
40歳代男性	102	56.9	50.0	47.1	42.2	18.6	2.0	8.8	1.0
50歳代男性	115	47.0	50.4	47.0	31.3	18.3	0.9	7.0	4.3
60歳代男性	163	54.0	63.2	46.0	34.4	20.9	1.8	8.6	6.1
70歳代以上男性	76	52.6	59.2	55.3	27.6	26.3	-	3.9	13.2
女性 計	747	63.2	57.7	43.5	33.5	16.1	1.2	4.8	7.8
20歳代女性	78	66.7	42.3	32.1	33.3	20.5	1.3	6.4	3.8
30歳代女性	126	55.6	46.8	38.1	28.6	19.0	2.4	6.3	3.2
40歳代女性	138	70.3	60.1	45.7	37.7	15.9	-	4.3	5.8
50歳代女性	159	67.9	64.2	51.6	35.8	13.8	1.3	3.8	7.5
60歳代女性	182	61.0	62.1	44.0	34.1	12.6	1.1	5.5	11.0
70歳代以上女性	64	53.1	64.1	42.2	26.6	20.3	1.6	1.6	17.2

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透</p>	<p>性と生殖に関する女性の自己決定権が尊重される広報・啓発</p> <p>性と生殖に関する女性の自己決定権が保障されるよう、「性と生殖に関する健康/権利」概念の浸透・理解を図る啓発を行います。</p>
	<p>性に関する学習機会の充実</p> <p>家庭・学校や地域等で、身体的・心理的・社会的な“性”の問題について、総合的に学習する機会の充実を図ります。</p>
	<p>性に関する相談の充実</p> <p>「性と生殖に関する健康/権利」概念に基づき、ライフステージや個別のケースに応じた相談機能の充実を図ります。</p>
<p>(2) すべてのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進</p>	<p>健康づくりのための知識の普及啓発</p> <p>すべてのライフステージに対応し、一人ひとりが、こころとからだの両面からの健康づくりを実践するための知識の普及や啓発活動の充実を図ります。</p>
	<p>妊娠・出産等における女性の健康支援</p> <p>妊娠・出産・子育て期における保健医療福祉サービスの充実と安心して生み育てることができるための各種支援活動を進めます。</p>
	<p>成人期、高齢期等における健康づくり支援</p> <p>“成人期・高齢期”にある人に対して、より健康を保持・増進できるよう、健(検)診・指導・相談体制をさらに充実します。</p> <p>成人期・高齢期特有の問題に、予防という観点で職場や地域と連携して取り組みます。</p> <p>女性特有の病気・男性特有の病気など様々な悩みを持つ人の支援をすることにより、精神面での健康の維持・向上を図ります。</p>
	<p>思春期・青年期における健康づくり支援</p> <p>HIV 感染・性感染症、タバコや飲酒、薬物、性の問題など、特に青少年の健康をおびやかす諸問題について、調査を行い、家庭・学校・地域が連携して取り組みます。</p>
<p>(3) メディアにおける女性の人権の尊重</p>	<p>メディアにおける女性の人権の尊重のための取り組みへの支援</p> <p>表現に関するガイドラインを提供するなど、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現をするよう、その取り組みを支援します。</p> <p>メディア・リテラシーを、学校教育・社会教育等を通じて、女性の人権を尊重しながら推進します。</p>
	<p>女性の人権の擁護に向けた有害環境の浄化</p> <p>地域の社会環境を把握し、環境浄化に努めます。</p>

重点課題 3

女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす環境整備

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女が置かれている我が国の社会構造を考えると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「医者の治療が必要となる程度の暴行を受ける」「命の危機を感じるくらいの暴行を受ける」という身体的暴力の経験は、女性で3.8%、男性で0.2%と女性の割合が高くなっています。

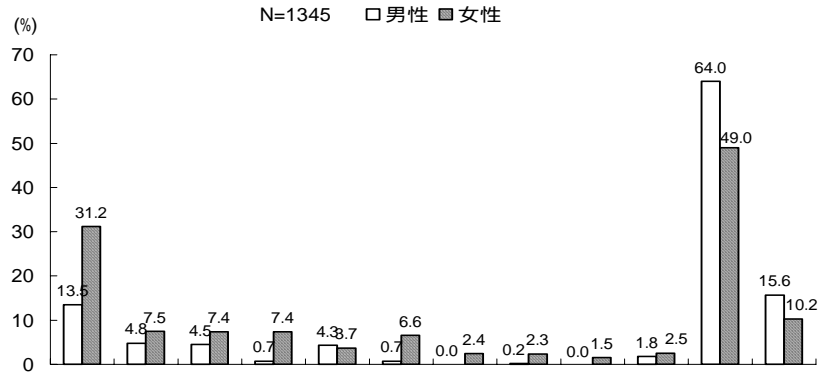
また、「セクシュアル・ハラスメントの経験や見聞」においても「経験がある」と答えた人の割合は女性の方が高く、女性がさまざまな暴力の被害者になりやすい傾向があることがうかがえます。

これらの調査結果からドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメントなど、あらゆる暴力が男性優位社会の中で、男女の優劣関係や上下関係を背景に起こっており、圧倒的に被害者は女性が多いことを踏まえ、また加害者のほとんどが男性であり、その社会的背景にも配慮しながら、本市では、女性に対するあらゆる暴力の防止・救済に向けた環境の整備を行います。

用語解説

セクシュアル・ハラスメント：性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動
ドメスティック・バイオレンス：配偶者（パートナー）恋人からの暴力。婚姻しているかいないかにかかわらず、親密な関係にある人から受ける身体的・精神的・社会的・経済的・性的暴力

夫・妻・恋人から暴力を受けた経験



	N	1 大声でと どなら れる	2 「誰の おかげ で生活 できる ん だ・か いしよ うなし 」と言 わ	3 交友 関係や 電話を 細かく 監視さ れ	6 あなた はいや がって いるの に性的 な行為 を強要 される	4 何を言 っても 無視さ れ続け る	7 医者の 治療 が必要 となら ない程 度の暴 行をう ける	5 あなた は見た くない のに、 ポルノ ビデオ やポル ノ雑誌 を見せ られる	8 医者の 治療 が必要 となる 程度の 暴行を うける	9 命の危 機を感 じるく らいの 暴行を 受ける	10 その他	11 10年 以上の ような 経験は まった く	12 無回 答
TOTAL	1345	23.3	6.3	6.1	4.4	4.0	3.9	1.3	1.3	0.8	2.2	55.7	12.6
男性 計	598	13.5	4.8	4.5	0.7	4.3	0.7	-	0.2	-	1.8	64.0	15.6
20歳代男性	62	12.9	3.2	14.5	1.6	8.1	1.6	-	-	-	-	56.5	17.7
30歳代男性	80	17.5	8.8	6.3	-	6.3	-	-	-	-	1.3	62.5	12.5
40歳代男性	102	15.7	1.0	-	1.0	3.9	1.0	-	-	-	1.0	66.7	13.7
50歳代男性	115	8.7	7.0	4.3	-	0.9	0.9	-	-	-	-	72.2	14.8
60歳代男性	163	15.3	5.5	3.7	0.6	4.3	0.6	-	0.6	-	3.1	62.0	14.7
70歳代以上男性	76	10.5	2.6	2.6	1.3	5.3	-	-	-	-	5.3	60.5	22.4
女性 計	747	31.2	7.5	7.4	7.4	3.7	6.6	2.4	2.3	1.5	2.5	49.0	10.2
20歳代女性	78	24.4	2.6	11.5	3.8	2.6	5.1	3.8	2.6	-	2.6	60.3	1.3
30歳代女性	126	31.0	6.3	5.6	4.8	2.4	7.1	2.4	1.6	1.6	0.8	55.6	5.6
40歳代女性	138	35.5	8.7	8.0	8.0	3.6	5.1	1.4	2.2	1.4	2.9	50.7	6.5
50歳代女性	159	32.1	8.8	8.2	10.7	3.8	6.9	3.1	2.5	1.9	4.4	44.7	11.9
60歳代女性	182	31.9	8.8	6.6	7.1	4.9	8.2	2.2	2.2	1.6	1.6	44.0	13.7
70歳代以上女性	64	26.6	6.3	4.7	7.8	4.7	4.7	1.6	3.1	1.6	3.1	43.8	23.4

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)女性に対するあらゆる暴力の防止・救済に向けた環境の整備</p>	<p>女性の人権を侵害する暴力防止についての広報・啓発</p> <p>女性に対する暴力は女性の人権を侵害する行為であるという意識の浸透を図るため、徹底した広報・啓発を行います。</p> <p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」等の周知徹底を図ります。</p>
	<p>ジェンダーに配慮した相談体制の確立</p> <p>男女の人権問題にかかわる相談に適切に対応できるよう、ジェンダー概念に基づいた各種研修を実施します。</p> <p>関係各課が連携して相談を受けることができるシステムを確立します。</p>
<p>(2)ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止・救済に向けた環境の整備</p>	<p>D Vの防止・救済に向けた推進体制の整備</p> <p>D V防止法に基づく関係機関等との連携を強化し、D V 当事者への相談体制の整備に努めます。</p> <p>D Vの防止・救済にあたる人材の養成を行います。</p>
	<p>被害者の保護・自立支援</p> <p>D V被害者の保護と自立支援を推進するため、被害者の一時保護や市営住宅の入居等について検討します。</p> <p>D V被害者・加害者の精神的ケアを図ります。</p>
<p>(3)セクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた環境の整備</p>	<p>雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発の推進</p> <p>管内事業所に対して、男女雇用機会均等法に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する就業規則や相談窓口の設置などの雇用管理上の事業主の配慮義務について周知・啓発を推進します。</p>
	<p>教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発の推進</p> <p>教育の場におけるセクシュアル・ハラスメントを防止し救済するため、相談窓口の設置等、環境整備を行います。</p>
	<p>地域の場合や市の機関におけるセクシュアル・ハラスメントの防止・救済に向けた広報・啓発の推進</p> <p>男女雇用機会均等法や人事院規則におけるセクシュアル・ハラスメント防止規定に基づく研修等を行い、防止・救済をより組織的・効果的に推進します。</p>

基本目標

性別にかかわらず一人ひとりが自立し 多様な生き方が尊重される環境の整備をすすめます

今日、少子高齢化や都市化、ライフスタイルの多様化や核家族化などにより、家族や地域のあり方は多様化しています。

男女共同参画社会は、家族を構成する人たちが、相互の協力と、社会支援の下に、家庭生活における活動と他の活動の両立ができてはじめて実現します。

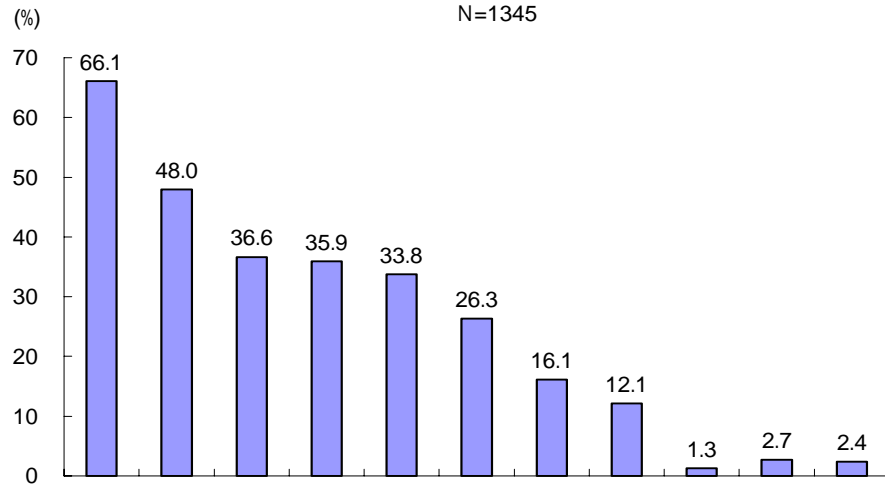
本市では、家族を構成する人たちが、ともに職業生活と子育て・介護などの家庭生活を両立させることができ、誰もが多様なライフスタイルを主体的に選択することができる社会を実現するため、子育てや介護に関わるさまざまな分野での環境の整備をすすめます。

重点課題4 地域全体で子どもを育む支援体制の充実

重点課題5 高齢期の生活安定と自立を支援する環境の整備

重点課題6 ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

高齢者介護において女性の負担軽減に必要なこと



	N	1 施設の増設・充実	4 公的介護保険制度の充実	2 男性の介護参加	6 デイサービスやショートステイなどの在宅介護を支援する	7 行政サービスの充実	3 介護休暇制度の普及	5 福祉サービスを利用することに	8 地域で助け合いのネットワークを作る	9 その他	10 わからない	11 無回答
TOTAL	1345	66.1	48.0	36.6	35.9	33.8	26.3	16.1	12.1	1.3	2.7	2.4
男性 計	598	69.9	50.5	36.6	29.6	34.8	27.6	12.4	12.9	1.7	2.2	1.8
20代男性	62	61.3	40.3	50.0	19.4	40.3	30.6	21.0	16.1	1.6	1.6	-
30代男性	80	61.3	36.3	46.3	28.8	35.0	41.3	18.8	13.8	6.3	1.3	-
40代男性	102	74.5	51.0	35.3	36.3	36.3	24.5	11.8	13.7	2.9	2.0	-
50代男性	115	69.6	53.0	32.2	35.7	32.2	27.0	7.8	8.7	-	3.5	2.6
60代男性	163	72.4	57.1	33.7	26.4	35.6	25.2	10.4	16.0	0.6	1.2	2.5
70代以上男性	76	75.0	55.3	30.3	27.6	30.3	21.1	10.5	7.9	-	3.9	5.3
女性 計	747	63.1	46.1	36.5	41.0	33.1	25.3	19.0	11.5	0.9	3.1	2.8
20代女性	78	46.2	37.2	51.3	42.3	26.9	35.9	26.9	12.8	1.3	1.3	1.3
30代女性	126	61.9	38.1	46.8	41.3	30.2	31.7	20.6	11.1	0.8	4.8	0.8
40代女性	138	67.4	46.4	39.1	44.2	39.9	32.6	21.7	6.5	0.7	0.7	2.9
50代女性	159	65.4	51.6	34.0	45.3	35.2	22.6	15.7	8.2	0.6	3.1	2.5
60代女性	182	68.1	48.4	27.5	39.0	31.3	17.0	15.9	16.5	1.6	3.3	3.8
70代以上女性	64	56.3	51.6	25.0	26.6	31.3	14.1	17.2	15.6	-	6.3	6.3

重点課題 4

地域全体で子どもを育む支援体制の充実

本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「出生率低下の理由」について質問したところ、「仕事をしながら子育てをするのが困難だから」と答えた人が51.0%と、半数以上の人が出産率の低下の要因は、仕事と子育ての両立が困難なことにあると感じていることが分かりました。

また、核家族化がすすむなかで、子育てが孤立化し、身近に子育てについての相談ができる相手がないという状況のなかで、ストレスがたまり、その結果児童虐待が起きているという報告もあります。

このような現状を踏まえて、本市では、市民の多様なニーズに対応する保育サービスを充実させることはもちろん、子育ての孤立化を防ぎ、誰もが安心して子どもを産み育てることのできる社会の形成をめざし、地域全体で子どもを育むことのできる支援体制の整備をすすめます。

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)多様なライフスタイルに対応できる子育て支援の充実</p>	<p>地域における子育て支援体制の充実</p> <p>地域子育て支援センターの拡充およびネットワーク化による拠点整備を行います。</p> <p>地域子育ての支援体制の充実を図ります。</p>
	<p>保育サービスの拡充</p> <p>延長保育、休日保育、一時保育等の拡充を図ります。</p>
	<p>放課後児童対策の充実</p> <p>市民のニーズに対応できるよう、児童クラブの弾力的な運用を検討します。</p>
<p>(2)児童虐待の防止に向けた支援体制の充実</p>	<p>児童虐待予防事業の充実</p> <p>虐待の未然防止や再発の防止を図ります。</p> <p>保護者や子どもに関わる大人の不安や悩みに対し、必要な助言や指導を行います。</p> <p>子どもが被害を回避できるように知識や行動の習得を支援します。</p>
	<p>児童虐待防止に向けた推進体制の整備</p> <p>庁内に設置されている児童虐待防止連絡会を円滑に運営するとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携を図ります。</p>
<p>(3)ジェンダーに配慮した子育てに関する学習機会と情報の提供</p>	<p>ジェンダーに配慮した子育てに関する広報・啓発</p> <p>男女がともに子育てに参画する意識の醸成を図るため、フォーラム・講座を開催します。</p>
	<p>子育てに関する情報の収集・提供</p> <p>育児休業法など子育てに関わる情報を収集し、広く提供します。</p>

重点課題 5

高齢期の生活安定と自立を支援する環境の整備

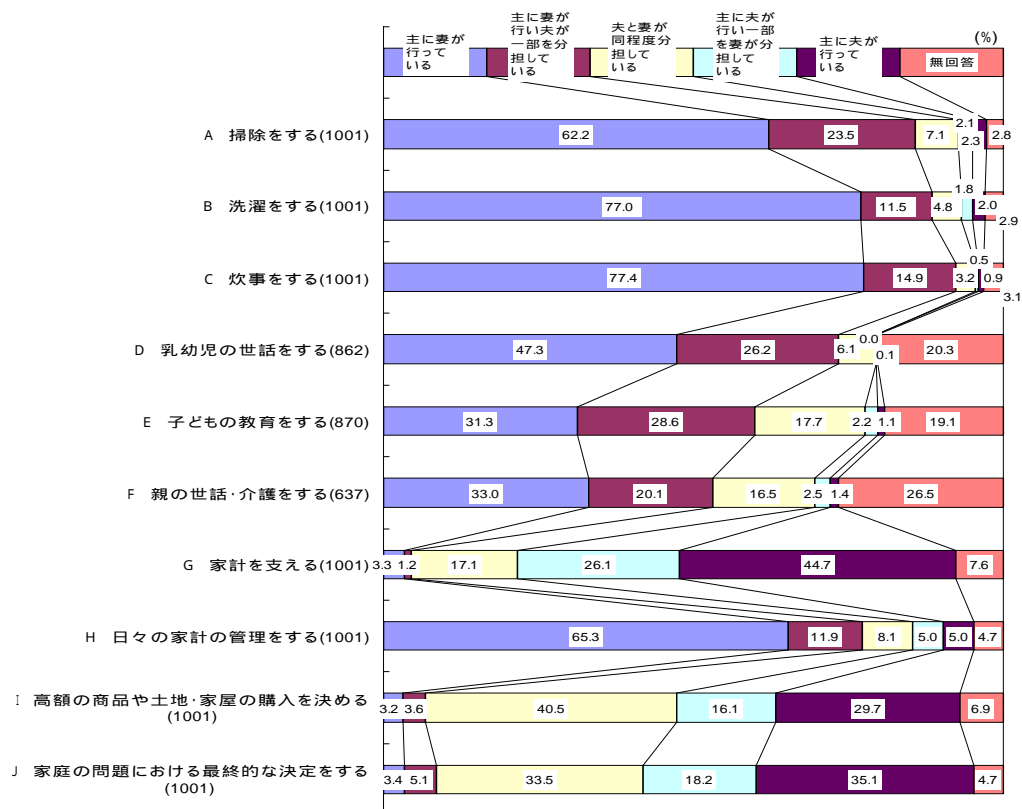
本市における老年人口比率は平成 15 年 4 月 1 日現在 17.4%と、全国的な傾向と同様に高齢化がすすんでおり、高齢化社会への取り組みは緊要な課題となっています。

また、本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査において、親の世話・介護を誰が行っているかを質問したところ、「主に妻が行っている」と回答した人が 33.0%と、高齢者介護の負担が女性に偏っていることがわかりました。

この結果を踏まえて、本市では、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざし、社会全体で高齢者を支えていくための、高齢者保健サービスや介護サービスの充実を図ります。

一方、高齢者を単に支えられる側に位置づけるのではなく、社会を支える重要な一員としてとらえ、いきいきと社会に参画することができるよう、機会の拡大や環境の整備に努めることはもちろん、高齢期を迎えても自立し、充実した生活をおくることができるよう、若年期からの高齢期を見据えた性別にとらわれない生活設計の啓発にも取り組みます。

家庭生活での夫婦の役割分担の実態



施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)高齢者保健福祉サービス及び介護サービスの充実</p>	<p>高齢者の介護予防・生活支援策の充実</p> <p>高齢者が在宅での生活をできるだけ長く維持できるように、介護予防事業や生活支援事業の充実を図ります。</p>
	<p>高齢者介護サービスの充実</p> <p>介護サービスの質の向上と介護保険施設等の基盤整備を図りながら介護保険制度の円滑な運営に努めます。</p>
	<p>高齢者介護の負担を軽減する支援の充実</p> <p>高齢者を在宅で介護している介護者の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図るための様々な事業を展開します。</p>
<p>(2)固定的な性別役割分担意識にとらわれない生活設計の啓発</p>	<p>高齢期を見据えた若年期からの生活設計の啓発</p> <p>高齢者が自立した生活がおくれるように、若年期から生活設計について啓発し、高齢期の生活安定をめざします。</p>
<p>(3)男女共同参画の視点に立った高齢者の社会参画の推進</p>	<p>高齢者の生きがい活動支援策の充実</p> <p>高齢者の体力維持や閉じこもり防止を促進し、ボランティア活動や老人クラブや公民館活動など各種サービス活動に積極的に取り組めるよう、社会活動に参加しやすい環境の整備に努めます。</p>
	<p>高齢者の就業支援</p> <p>「シルバー人材センター」や「社会福祉協議会」の活動の活性化を図ることにより、高齢者の就業意欲や社会参加意欲に応えられる環境の整備に努めます。</p> <p>「宮崎市高年齢者職業相談室」の活用を推進します。</p>

重点課題 6

ひとり親家庭等の生活安定と自立支援

個人の価値観やライフスタイルの多様化にともない、家族形態の多様化が進んでいます。

このような現状にあって、従来の画一的な家族像を基準とした制度や慣行の見直しが緊要な課題となっています。

特に、結婚することを生き方の前提とする考え方が、ひとり親家庭や未婚の単身世帯等への無意識の偏見につながってきたことに配慮し、多様な生活形態・家族形態を尊重する意識の啓発に積極的に取り組むことに努めます。

また、現在ひとり親家庭等が抱えている経済的自立や父子世帯のおかれている生活実態、育児に関わるさまざまな問題を解決するために、自立促進を基盤とした環境の整備をすすめます。

宮崎市における母子世帯・父子世帯の件数の推移

項 目	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
母子世帯	1,681	2,264	2,383	2,264	2,548
うち、6歳未満児有	345	438	365	393	628
父子世帯	251	306	289	283	316
うち、6歳未満児有	45	29	31	35	30

資料：国勢調査

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)ひとり親家庭の自立意識を育む環境の整備</p>	<p>自立支援の広報啓発の推進</p> <p>ひとり親家庭が経済的・生活的に自立ができるよう、各種講座の開催や支援にかかわる情報の周知を図ります。</p>
	<p>相談体制の充実</p> <p>ひとり親家庭の子育てにかかわる不安等、問題解決に向けた相談体制の充実に図ります。</p>
	<p>ひとり親家庭の交流とネットワーク化への支援</p> <p>ひとり親であることの悩みの解消をめざして、ひとり親家庭の交流を促進し、ネットワーク化を支援します。</p>
<p>(2)自立促進をめざした経済的・生活的支援の充実</p>	<p>経済的・生活的自立支援の推進</p> <p>児童扶養手当等による生活支援を図ることにより、経済的・社会的自立を促し、安心して子育てできる環境整備を図ります。</p>
	<p>ひとり親の就業に対する支援環境の充実</p> <p>保育サービスの充実や、職業能力開発の講座等を開催し、就業が促進される環境整備を図ります。</p>
<p>(3)多様な家族形態を尊重する環境の整備</p>	<p>多様な家族形態を尊重する広報・啓発の推進</p> <p>ジェンダーに敏感な視点に立ち、どのような生き方を選択しても生きやすい、多様な家族形態を尊重するための広報・啓発を図ります。</p>

基本目標

性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を 発揮できる就業環境の整備をすすめます

人々の生活の基盤を形成する就業については、すべての人が平等に、差別的扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境が確保されることが必要です。

しかし、性別役割分業意識に基づく、職種・職域・職階に男女間格差があり、そのことが男女間の賃金格差をもたらしているという現状にあります。

このことは本市が実施した男女共同参画に関する市民意識調査において「職場における男女間格差」について質問したところ、「女性は（男性に比べて）昇進・昇格が遅い」と回答した人の割合が59.9%と、高くなっていることからもうかがえます。

このような現状を踏まえて、本市では、女性労働者が性別により差別されることなく、充実した職業生活を営むことができるように、個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されるよう、就業環境の整備をすすめます。

また、農林水産業や商工自営業に従事する女性については、就業環境の整備をすすめることはもちろん、地位向上をめざし、労働が適正に評価されるように働きかけます。

重点課題7 雇用の場における男女間格差の解消に向けた環境の整備

重点課題8 多様な働き方を支援する就業環境の整備

重点課題9 農林水産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備

重点課題 7

雇用の場における男女間格差の解消に向けた環境の整備

平成11年4月男女雇用機会均等法、労働基準法、育児介護休業法など、労働者の雇用管理に関する法律が全面的に改正されました。また平成12年7月には、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について施策の基本方向を示す「男女雇用機会均等対策方針」が定められ、雇用の場における男女間格差を是正するために、さまざまな取り組みがすすめられてきました。

このように機会の平等は保障されているものの、賃金、研修機会、管理職登用や配置において男女間格差がみられ、雇用の場における男女平等が確立されていない現状があります。

このような現状を踏まえ本市では、雇用の場において、性別にかかわらず一人ひとりが個性と能力を発揮できるように、事業所における男女雇用機会均等法の履行確保の推進と、女性の職業能力開発への支援に努めます。

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)男女雇用機会均等法の履行確保の推進</p>	<p>男女雇用機会均等法の周知・徹底</p> <p>「男女雇用機会均等法」について広く情報を提供し、その定着を促進します。</p> <p>男女雇用機会均等法を職場に定着させるため、事業者には法制度の周知を図ります。</p>
	<p>女性雇用労働者の母性保護と母性健康管理の推進</p> <p>母性を保護し、女性が働きながら、安心して出産できる条件の整備を推進します。</p> <p>職場において、女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる条件の整備を推進するよう、事業者に対して働きかけを行います。</p>
<p>(2)女性の職業能力開発への支援</p>	<p>能力開発、職域拡大、就業能力向上のための支援</p> <p>女性が働く場で、その能力を十分に発揮できるよう、能力開発・職域拡大や就業能力向上のための講座を、関係機関と連携して実施します。</p>
	<p>労働に関する学習機会の情報の提供</p> <p>女性が働く場で、その能力を十分に発揮できるよう、労働に関する学習機会の情報提供に努めます。</p>

重点課題 8

多様な働き方を支援する就業環境の整備

雇用・就業形態が多様化するなかで、労働者が、その価値観やライフスタイルに応じ、多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働き方に応じた適正な処遇・労働条件が確保されることは、女性の能力発揮の促進を図る上で重要な課題のひとつです。

本市では、パートタイム労働者の適正な労働条件の確保や、雇用管理の改善に向けた広報・啓発を推進するとともに、在宅勤務をはじめとする新しい就業形態で働く女性や、起業をめざす女性に対して、情報提供や資金調達のサポート等を行い、多様な働き方が可能になるような就業環境の整備に努めます。

仕事につく意志（非就労者のみ回答）

	n	仕事につく予定がある	予定はないが、仕事につきたい	仕事につく意思がない	わからない	無回答
TOTAL	499	26	154	189	37	93
	100	5.2	30.9	37.9	7.4	18.6
男性	158	13	44	60	14	27
	100	8.2	27.8	38	8.9	17.1
女性	341	13	110	129	23	66
	100	3.8	32.3	37.8	6.7	19.4

上段:実数 下段:横%

仕事につく予定の方の働き方

	n	フルタイム	パートタイム	その他	無回答
TOTAL	26	15	6	4	1
	100	57.7	23.1	15.4	3.8
男性	13	7	3	2	1
	100	53.8	23.1	15.4	7.7
女性	13	8	3	2	0
	100	61.5	23.1	15.4	0.0

上段:実数 下段:横%

予定はないが仕事につきたい方の希望の働き方

	n	フルタイム	パートタイム	その他	無回答
TOTAL	154	43	91	16	4
	100	27.9	59.1	10.4	2.6
男性	44	25	15	4	0
	100	56.8	34.1	9.1	0.0
女性	110	18	76	12	4
	100	16.4	69.1	10.9	3.6

上段:実数 下段:横%

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)パートタイム労働・派遣労働等の就業環境の整備</p>	<p>パートタイム労働者や派遣労働者に関する関係法令等の周知・徹底</p> <p>女性を取り巻く就業環境は、パートタイムや派遣労働等多様化しており、その中で適正な労働条件の確保等、女性が不利益を受けないよう関係法令の周知徹底に努めます。</p>
	<p>パートタイム労働者や派遣労働者の労働条件明示の徹底</p> <p>パートタイム労働者が、雇用上の不利益を受けないように労働条件を明らかにした労働条件通知書を交付するよう、事業者に働きかけます。</p>
	<p>パートタイム労働者・派遣労働者に対する相談の充実</p> <p>パートタイム労働者や派遣労働者が雇用上の不利益を受けることなく、適切な労働条件の確保や、雇用管理の改善が図られるように相談体制を整備します。</p>
<p>(2)新しい就業形態にかかる就業支援</p>	<p>新しい働き方の普及促進</p> <p>女性のライフスタイルに応じた多様で柔軟な働き方ができるように、<u>テレワーク・SOHO</u>などの新しい就業形態に関する情報提供や技術の取得等の支援を行います。</p>
	<p>女性の起業・経営者に対する支援</p> <p>女性の起業や事業経営にあたって、知識の習得や情報提供等さまざまな支援を行います。</p>

用語解説

テレワーク・SOHO：スモールオフィス・ホームオフィス。
パソコンやインターネットを使い、在宅勤務も含めた小規模な
オフィスでの勤務形態

重点課題 9

農林水産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備

本市の農林水産業分野において、女性は就業人口の51.8%(平成12年調べ)を占める重要な担い手でありながら、いまだに性別役割分業意識や慣習・しきたりによって、無償労働や過重労働が現状として多く見られます。

また、商工自営業に携わる女性の場合も、仕事と家庭生活の明確な区分が難しく、農林水産業に携わる女性と同じような状況に置かれています。

本市では、農林水産業・商工自営業に携わる女性が、労働を適正に評価され、その労働に見合った報酬を得ることができるよう、男女共同参画意識の浸透をめざした広報・啓発をすすめるとともに、女性が快適に働くための労働条件の確保や就業環境の整備に取り組みます。

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1) 農林水産業・商工自営業で働く女性の地位の向上</p>	<p>農林水産業従事者、商工自営業従事者、地域や関係機関・団体への意識啓発</p> <p>「個」としての主体性を確保すること、家庭や地域社会に残存している固定的な役割分担意識と、それに基づく慣習・慣行や行動様式を改めることなど、あらゆる場における意識と行動の変革を進める啓発活動を行います。</p>
	<p>家族経営協定締結の啓発・支援</p> <p>労働に見合った報酬による経済的地位の向上や、快適な就業環境の改善整備が図られるよう、家族経営協定の締結を図ります。</p>
<p>(2) 女性の労働を適正に評価する快適な就業環境の整備</p>	<p>女性の労働を適正に評価する意識啓発の推進</p> <p>農林水産業・商工自営業で働く女性とその労働について適正な評価を受けられるように環境を整備します。</p>
	<p>女性が快適に働くための就業環境の整備</p> <p>女性が快適に働くことができるように、労働が軽減できるような工夫をし、また、安全に就業できるように、機械等の研修や安全意識を高めるための啓発をします。</p>

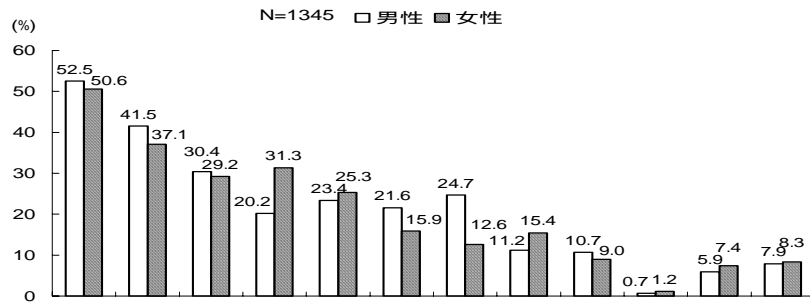
基本目標

市民のエンパワーメントを支援し、 男女共同参画による活力に満ちたまちづくりをすすめます

男女共同参画社会を実現するためには、市民への意識啓発とともに、エンパワーメントへの支援が重要な課題です。なかでも、わが国は、諸外国に比べて、あらゆる場における政策・方針決定過程への女性の参画が立ち遅れていることから、女性のエンパワーメントへの支援が緊要の課題となっています。

本市では、多様な意見が反映される男女共同参画のまちづくりをすすめるために、市民一人ひとりのエンパワーメントや、市民活動に対する支援に取り組むとともに、市民と行政のパートナーシップの形成に努めます。

女性が社会活動や地域活動に参画するために必要なこと



	N	3	2	5	8	6	7	1	4	9	10	11	12
TOTAL	1345	51.4	39.0	29.7	26.4	24.5	18.4	18.0	13.5	9.7	1.0	6.7	8.1
男性	598	52.5	41.5	30.4	20.2	23.4	21.6	24.7	11.2	10.7	0.7	5.9	7.9
20歳代男性	62	48.4	45.2	25.8	21.0	35.5	29.0	33.9	11.3	6.5	-	3.2	1.6
30歳代男性	80	46.3	51.3	28.8	17.5	31.3	22.5	30.0	7.5	11.3	1.3	7.5	-
40歳代男性	102	52.9	37.3	30.4	19.6	26.5	17.6	23.5	16.7	13.7	1.0	5.9	2.9
50歳代男性	115	56.5	41.7	32.2	22.6	17.4	21.7	24.3	10.4	9.6	1.7	5.2	8.7
60歳代男性	163	54.6	38.0	32.5	22.1	20.9	20.2	19.6	10.4	12.3	-	5.5	14.1
70歳代以上男性	76	51.3	40.8	28.9	15.8	15.8	22.4	25.0	10.5	7.9	-	7.9	13.2
女性計	747	50.6	37.1	29.2	31.3	25.3	15.9	12.6	15.4	9.0	1.2	7.4	8.3
20歳代女性	78	43.6	42.3	32.1	39.7	41.0	9.0	12.8	19.2	15.4	2.6	7.7	2.6
30歳代女性	126	53.2	42.9	27.8	31.0	37.3	19.8	16.7	6.3	8.7	3.2	7.1	0.8
40歳代女性	138	58.7	35.5	37.0	31.2	24.6	18.8	12.3	14.5	8.7	-	3.6	2.9
50歳代女性	159	50.9	36.5	34.0	36.5	22.6	15.1	10.1	12.6	7.5	1.3	7.5	6.9
60歳代女性	182	45.6	34.6	21.4	26.9	16.5	15.9	9.3	24.7	8.2	0.5	10.4	14.3
70歳代以上女性	64	50.0	31.3	21.9	21.9	15.6	12.5	20.3	10.9	7.8	-	6.3	28.1

重点課題 10 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

重点課題 11 男女共同参画による多様な市民活動の推進

重点課題 12 男女共同参画による産業の振興

重点課題 13 男女共同参画社会をめざす推進体制の充実

用語解説

パートナーシップ：協働。対等な協力関係

重点課題 10

政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成を図っていく上で、政策・方針決定過程への男女共同参画はその基盤をなすものです。また、豊かな社会を形成するためには、多様な考え方を生かしていくことが求められており、女性の政策・方針決定過程への参画の拡大が重要です。

しかし本市における審議会等への女性委員の登用率は、平成15年3月31日現在24.1%と、以前に比べると進みつつあるものの、まだまだ十分とは言えない状況にあります。

本市では、今後、公的分野・私的分野を問わず、政策・方針決定過程への男女共同参画を推進するために、市が率先して、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）による女性の参画促進に努めます。

また、政策・方針決定過程へ参画できる女性の人材育成をめざして、女性のエンパワーメント支援にも積極的に取り組みます。

審議会等への女性委員の登用率

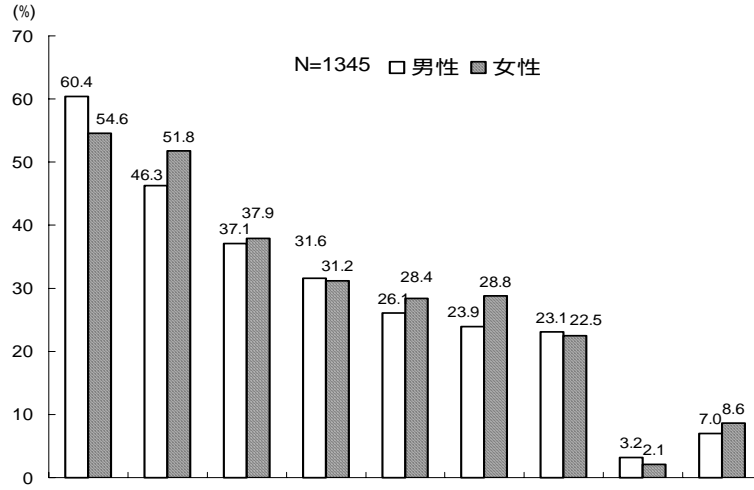
年	11	12	13	14	15
登用率	19.2%	20.2%	21.8%	23.4%	24.1%

登用率は、各年の3月31日現在でのものです。

用語解説

ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること

政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が少ない理由



	N	1 男性優位の組織運営	6 い女性側の積極性が十分でない	7 よようと意識している人が少ない	2 家族の支援・協力が得られない	5 識性別役割分担、職場、地域における	3 十分女性の能力開発の機会が不	4 トワークの活動を支援するネット	8 その他	9 無回答
TOTAL	1345	57.2	49.4	37.5	31.4	27.4	26.6	22.8	2.6	7.9
男性 計	598	60.4	46.3	37.1	31.6	26.1	23.9	23.1	3.2	7.0
20歳代男性	62	74.2	33.9	45.2	24.2	45.2	22.6	30.6	4.8	1.6
30歳代男性	80	63.8	45.0	38.8	35.0	37.5	25.0	12.5	8.8	-
40歳代男性	102	66.7	47.1	37.3	35.3	29.4	20.6	23.5	4.9	1.0
50歳代男性	115	55.7	45.2	33.9	30.4	15.7	22.6	26.1	1.7	8.7
60歳代男性	163	52.8	47.2	39.3	33.1	16.6	26.4	23.3	0.6	12.9
70歳代以上男性	76	60.5	56.6	28.9	27.6	30.3	25.0	22.4	1.3	11.8
女性 計	747	54.6	51.8	37.9	31.2	28.4	28.8	22.5	2.1	8.6
20歳代女性	78	74.4	51.3	38.5	33.3	46.2	38.5	21.8	3.8	2.6
30歳代女性	126	57.1	44.4	34.9	41.3	41.3	23.8	22.2	4.8	-
40歳代女性	138	58.7	61.6	39.1	42.8	29.0	18.8	21.0	0.7	4.3
50歳代女性	159	56.0	53.5	39.6	25.8	30.2	31.4	25.8	1.9	6.9
60歳代女性	182	42.3	50.0	40.1	24.2	16.5	33.0	21.4	1.1	16.5
70歳代以上女性	64	48.4	46.9	29.7	17.2	9.4	29.7	21.9	1.6	23.4

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)女性のエンパワーメントに対する支援</p>	<p>女性のエンパワーメントを図る情報提供</p> <p>女性のエンパワーメントを図るために、ホームページや情報誌等を活用し、情報提供します。</p>
	<p>女性のエンパワーメントに向けた学習、交流と自主活動の支援</p> <p>男女共同参画社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントを図るための講座・学習会・交流などの機会の充実を図ります。</p> <p>女性の地位向上や男女平等な社会を実現するために活動する団体の支援についても積極的に取り組みます。</p>
	<p>企業、教育機関、各種機関・団体等における女性の能力発揮のための積極的取り組み（ポジティブアクション）の広報・啓発</p> <p>あらゆる機関において、男女間の格差を改善するため、女性の採用拡大、職域拡大、管理職登用等の能力発揮の機会を積極的に提供しよう推進します。</p>
<p>(2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<p>あらゆる場における、女性の政策・方針決定過程への参画の推進</p> <p>政策・方針を立案する段階から女性を積極的に登用するための広報・啓発に努めます。</p>
	<p>女性の市職員への採用・登用等の促進</p> <p>男女共同参画社会を実現するため、市が率先して女性を採用及び登用します。</p> <p>市職員の職種・職域・職階に性別による偏りがないよう、配置と登用、ならびに研修機会の平等に努めます。</p>
	<p>女性の人材リストの整備</p> <p>女性の人材に関する幅広い情報の収集・整備・提供を行うため、人材リストを整備し、一層の充実を図ります。</p>

重点課題 1 1

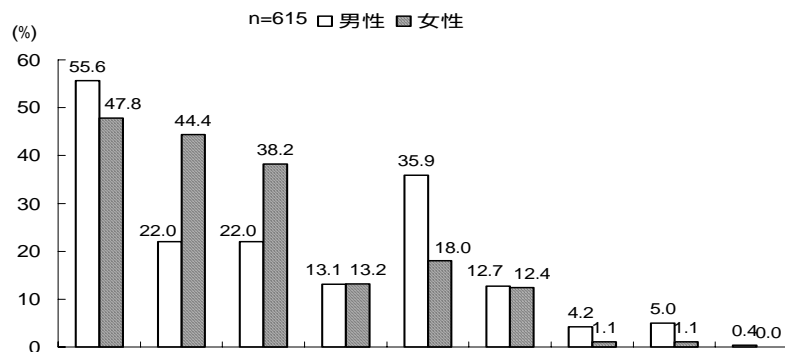
男女共同参画による多様な市民活動の推進

個人の価値観の多様化にともなう、住民ニーズの多様化への対応は、行政による従来の取り組みのみでは難しい状況にあります。これからは、市民一人ひとりが、より住みやすい地域の形成を、自分の問題として捉える意識を持ち、地域の課題解決に取り組むための力をつけていくことが求められています。

また、多様な立場にある人たちが、多様な意見を反映して、地域課題の解決に取り組む、市民活動団体の自主的な活動との連携は、男女共同参画社会の形成を図る上で、とても重要です。

本市では、市民と行政の協働による男女共同参画社会の形成のために、市民活動団体への男女共同参画意識の浸透をめざした啓発を推進するとともに、市民活動団体が自立して主体的な活動を実施できるように基盤整備をすすめます。

参加している社会活動や地域活動の内容



	n	参加している社会活動や地域活動の内容								
		1 町内会・老人会・自治会活動 を含む	5 趣味・教養・スポーツ のサークル	2 PTAや子ども会活動	3 市民活動(ボランティア などの社会貢献活動)	6 市等へ行う講座・講演会 への参加	4 グループで行う勉強会 研修会	7 政策・意思決定に関わる 活動	8 その他	9 無回答
TOTAL	615	51.1	40.8	31.4	16.9	15.8	12.7	2.4	2.8	0.2
男性 計	259	55.6	22.0	22.0	13.1	35.9	12.7	4.2	5.0	0.4
20歳代男性	14	-	57.1	14.3	21.4	-	21.4	7.1	7.1	-
30歳代男性	34	61.8	35.3	35.3	23.5	2.9	5.9	-	-	-
40歳代男性	51	51.0	25.5	56.9	23.5	11.8	3.9	7.8	-	-
50歳代男性	43	65.1	25.6	18.6	27.9	7.0	20.9	2.3	2.3	-
60歳代男性	80	57.5	37.5	3.8	18.8	17.5	10.0	6.3	7.5	1.3
70歳代以上男性	37	62.2	51.4	8.1	18.9	24.3	16.2	5.4	2.7	-
女性 計	356	47.8	44.4	38.2	13.2	18.0	12.4	1.1	1.1	-
20歳代女性	17	5.9	64.7	11.8	29.4	-	11.8	-	-	-
30歳代女性	80	38.8	30.0	73.8	5.0	10.0	5.0	-	1.3	-
40歳代女性	96	51.0	37.5	68.8	11.5	13.5	7.3	1.0	-	-
50歳代女性	68	50.0	50.0	10.3	16.2	25.0	14.7	-	1.5	-
60歳代女性	72	55.6	56.9	2.8	20.8	29.2	19.4	1.4	1.4	-
70歳代以上女性	23	65.2	52.2	-	4.3	21.7	30.4	8.7	4.3	-

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
(1)男女共同参画の視点に 立った市民活動の推進	市民活動における男女共同参画の推進 市民活動において、個性と能力を十分に発揮することができ、市民活動がさらに活性化するよう、男女共同参画社会の推進を図ります。

重点課題 1 2

男女共同参画による産業の振興

少子高齢化や経済のグローバル化など、宮崎市の産業を取り巻く環境は急速に変化しています。このような状況にあって、より活力に満ちた産業の振興を図るためには、多様な立場からの意見が反映されるシステムの確立が重要です。

なかでも、女性はこれまで産業に従事しながらも、経営に参画する機会が少なかった状況が見られます。産業の振興を図るためにも多様な人材による新しい価値を見出し、女性の参画の拡大をすすめることは重要な課題です。

本市では、経営に参画できる女性人材の育成に努めるとともに、市民の多様な意見が反映される体制の整備をすすめ、男女共同参画による産業の振興に取り組みます。

施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1) 農林水産業・商工自営業における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</p>	<p>農林水産業・商工業など自営業で働く女性の育成や経営参画の支援</p> <p>農林水産業の経営者としての管理能力向上が図られるよう、グループ学習の場を確保します。</p> <p>各種講座やグループ学習を通じて、経営に参画できる女性人材の育成に努めます。</p>
	<p>農業法人化による女性の経営参画の促進</p> <p>家計と経営の分離や就業条件の安定が図られる農業法人化を推進し、女性の農業経営の参画を促進します。</p>
<p>(2) 男女共同参画による農林漁業地域の活力の醸成</p>	<p>地域資源を生かした地域づくり活動の推進</p> <p>直売・特産加工品づくりを行う女性起業グループの組織活動を促進し、地域づくり活動を推進します。</p>
<p>(3) 男女共同参画による中心市街地等の活力の醸成</p>	<p>男女共同参画の視点による市街地活性化の推進</p> <p>中心市街地の活性化を図るために、各種の施策や事業を総合的に推進する「<u>TMO</u> 機関」の企画・運営に関して、男女共同参画で推進する体制の充実を図ります。</p> <p>地域経済の活性化を図るため、意欲ある女性の起業家への開業、創業支援について検討しその支援を通じて女性の商工者の育成を図ります。</p>
<p>(4) 男女共同参画による観光の振興</p>	<p>市民との協働による観光の活性化</p> <p>市民の個性と能力による多様なアイデアを、市の観光の活性化に生かしていきます。</p>

用語解説

TMO機関：まちづくりの推進母体。都市経営的な発想をもとに、中心市街地の総合的な活性化策を推進する組織

重点課題 13

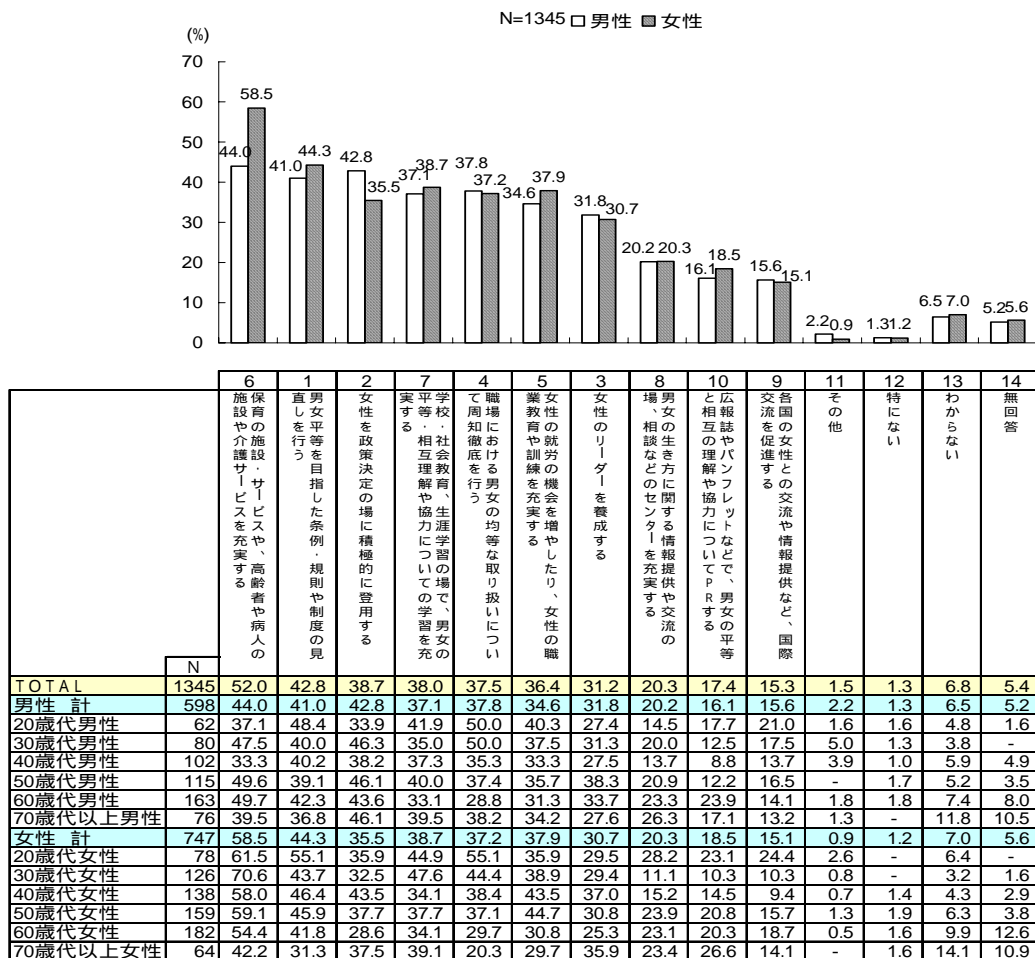
男女共同参画社会をめざす推進体制の充実

本市では、男女共同参画条例の制定をめざしています。そのためには、国際社会や国・県・関係機関及び他自治体の動向を的確に把握し、情報交換や連携を図りながら、条例に関する調査・研究に取り組むことが重要です。

また、男女共同参画社会の形成には、市民や団体と行政の連携した取り組みが不可欠であり、誰もが利用しやすい活動拠点の整備が重要です。

男女共同参画社会の実現をめざし、条例の制定に向けた取り組みや、拠点の整備を図りながら、より一層の推進に向けて、計画の実効性を高めるために進捗状況の把握を行うとともに、計画の効果的な推進のために、庁内外の推進体制を確立し、市民の声が計画の推進に反映できるように努めます。

「男女共同参画社会」を推進するために必要なこと



施策の方向・具体的施策

施策の方向	具体的施策
<p>(1)男女共同参画政策を推進する体制の充実</p>	<p>男女共同参画の事業推進に向けた組織・体制の充実 男女共同参画の実現に向けた事業をより一層推進するため、組織・体制の充実を図ります。</p>
	<p>男女共同参画社会形成に関する調査・研究 男女共同参画社会をより一層推進するため、男女共同参画推進条例の制定及び男女共同参画を推進する調査・研究をします。</p>
	<p>男女共同参画の推進に向けた拠点の整備 男女共同参画社会のより一層の推進を図るため、男女共同参画社会の推進に向けた拠点の整備に取り組みます。</p>
	<p>男女共同参画推進リーダーの養成 男女共同参画社会づくりを推進するために、学習会や講座を開催し男女共同参画推進リーダーの養成に努めます。</p>
<p>(2)市民と行政のパートナーシップによる男女共同参画の推進</p>	<p>市民の声を施策に反映するシステムの推進 男女共同参画社会づくりを市民と行政の協働で図るとともに、行政の役割、市民の役割を明確にしながら、市民と行政のパートナーシップが推進される環境整備を図ります。</p>
<p>(3)男女共同参画に関する世界の取り組みについての理解と国際協力・交流の推進</p>	<p>国際協調の推進 男女共同参画社会の実現に向けての国際的な取組みの成果や経験を積極的に生かすとともに、国際社会の一員としての役割を積極的に地球社会に貢献します。</p>
	<p>外国人のための相談・情報提供の充実 外国人の人権の確立を図るため、国際交流団体等と連携をとりながら、外国人のための相談・情報提供の充実を図ります。</p>

第5章 計画達成のための指標

男女共同参画基本計画を具体的に推進するために、次の項目に対して、数値目標を定める。

施策の方向	評価の指標	現状		目標値 (平成20年度)
		基準日	数値	
重点課題1				
ジェンダーに配慮した教育・学習機会の充実				
(1)ジェンダー概念の定着と深化を図る広報・啓発の推進	「のびやかに」配布部数 (1号あたり)	H15.12.1	5,000部	10,000部
	企業・団体等への講座実施回数	H15.3	5回	年15回
	男性の意識啓発事業への参加割合	-	-	25.00%
	社会全体において、男女の地位は平等になっていると思う人の割合	H14.6	14.60%	50.00%
	「男は仕事」「女は家庭」という性別による固定的役割分担に、「反対」もしくは「どちらかといえば反対」と思う人の割合	H14.6	48.50%	75.00%
	男女共同参画という言葉や意味を知っている人の割合	-	-	75.00%
重点課題2				
人権としての「性」の尊重				
(1)リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	人工妊娠中絶実施率 (女子人口1000人当たり)	H13.12	16.1	<u>12以下(H24)</u>
(2)すべてのライフステージに対応した健康の保持増進対策の推進	自殺率 (人口10万人当たり)	H13.12	20.9	<u>減少(H24)</u>

施策の方向	評価の指標	現状		目標値 (平成 20 年度)
		基準日	数値	
重点課題 3 女性に対するあらゆる暴力の根絶をめざす環境整備				
(2)ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止・救済に向けた環境の整備	DVという言葉や内容を知っている人の割合	H14.6	41.40%	75.00%
重点課題 4 地域全体で子どもを育む支援体制の充実				
(1)多様なライフスタイルに対応できる子育て支援の充実	ファミリー・サポート・センター会員数	H15.10.31	333 人	<u>870 人(H19)</u>
	地域子育て支援センター実施か所数	H15.3	7 か所	<u>12 か所(H19)</u>
	児童クラブ設置数	H15.12.1	30 クラブ	<u>35 クラブ(H19)</u>
重点課題 9 農林水産業・商工自営業で働く女性の就業環境の整備				
(1)農林水産業・商工自営業で働く女性の地位の向上	家族経営協定締結農家数	H15.12.1	117 戸	<u>年 10 戸締結</u>
重点課題 1 0 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進				
(2)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	女性の審議会委員登用率	H15.3.31	24.10%	30.00%
	どちらかの性のいない審議会等の割合	H15.3.31	16.90%	0.00%
	女性人材等情報バンクの登録者数	H15.12.1	団体 96 個人 90	団体 120 個人 150
	男女共同参画講師登録者数	H15.12.1	15	25

施策の方向	評価の指標	現状		目標値 (平成 20 年度)
		基準日	数値	
重点課題 1 2 男女共同参画による産業の振興				
(1)農林水産業及び商 工自営業における政 策・方針決定過程への女 性の参画の拡大	農業生産法人育成数	H15.12.1	14	25
重点課題 1 3 男女共同参画社会をめざす推進体制の充実				
(1)男女共同参画政策 を推進する体制の充実	男女共同参画地域推進 員の任命	H15.12.1	0 人	35 人

第6章 計画の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、宮崎市男女共同参画基本計画の効果的な推進を図るためには、庁内外における推進体制を充実させるとともに、男女共同参画社会の推進に取り組んでいる市民や企業、団体等とのパートナーシップを深め、市民と行政が一体となって計画を推進していくことが必要です。

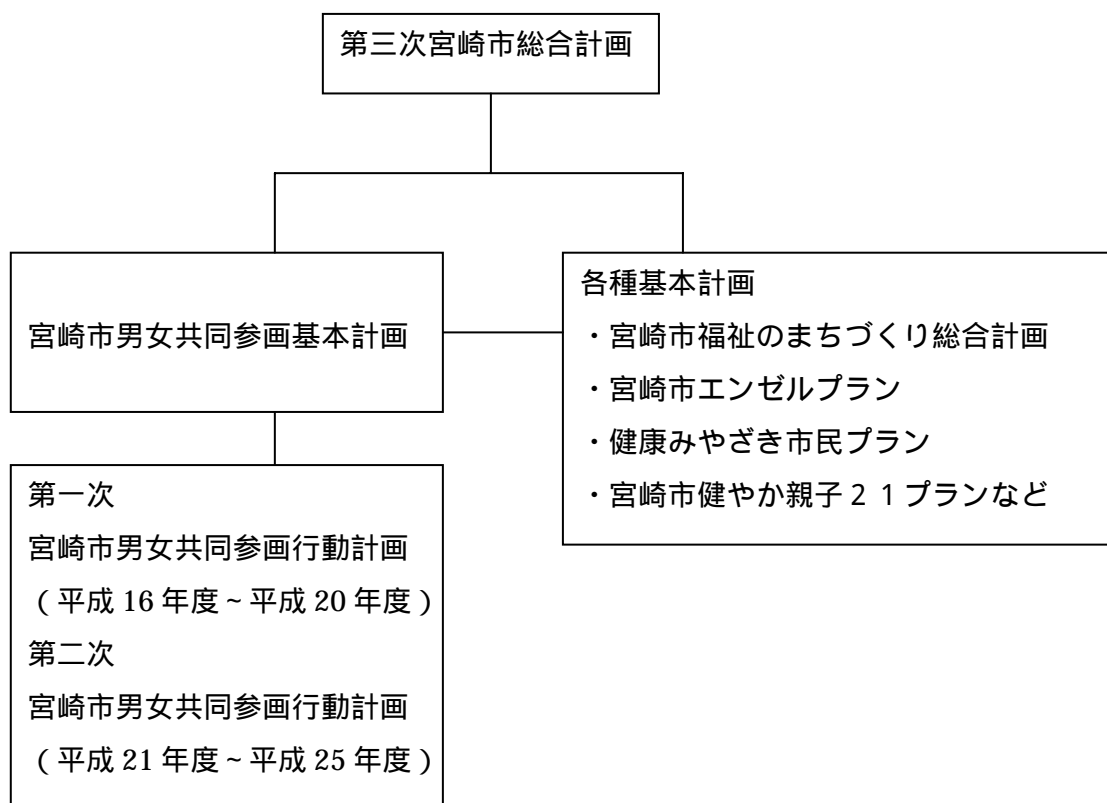
計画の実効性を高めるために、関係課との連携を図りながら、適切な進行管理を行います。

また、国・県・関係機関の動向を的確に把握しながら、情報交換や連携を図り、計画の円滑な推進に努めます。

(1) 男女共同参画基本計画の位置付け

第三次宮崎市総合計画の基本目標の一つ「心が通いあう市民連携都市」を実現するための基本計画であり、宮崎市における男女共同参画社会を推進する指針となります。

また、基本計画を具体的に推進するために、行動計画を策定し、社会の急速な変化に対応することができるように、第一次行動計画(平成16年度～平成20年度)、第二次行動計画(平成21年度～平成25年度)と5年の計画とします。



(2) 推進体制の充実

基本計画の目標達成のために、「宮崎市男女共同参画推進委員会」「(仮称)宮崎市男女共同参画懇話会」を中心として、関係部課と連携を図り、全庁的に事業に取り組んでいきます。

(3) 事業の進行管理の確認

毎年、事業評価制度や関係計画の進捗状況を把握しながら、各事業の進行管理をし、施策の妥当性や達成度を「(仮称)宮崎市男女共同参画懇話会」「宮崎市男女共同参画推進委員会」で評価します。同時に、国の制度・法律等の変革に留意し、「宮崎市男女共同参画行動計画」の見直しを図ります。

(4) 市民・企業・団体等との協働

市民・企業・団体が主体的に男女共同参画社会を推進し、市民・企業・団体と行政との協働により、計画の周知と効果的な事業展開を図り、基本計画を推進します。

(5) 国・県・関係機関との連携

国・県・関係機関との連携を図ることにより、効果的に事業を実施し、基本計画を推進します。

【計画の推進体制】

